

平成31年1月24日
東北経済産業局

特定商取引法違反の訪問購入業者に対する業務停止命令 (3か月) 及び指示並びに当該業者の実質的経営者に対 する業務禁止命令 (3か月) について

- 経済産業省東北経済産業局は、訪問購入業者である株式会社セブンセンス（東京都豊島区。屋号：ハッピーギフト）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」といいます。）第58条の13第1項の規定に基づき、平成31年1月25日から同年4月24日までの3か月間、訪問購入に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、法第58条の12第1項の規定に基づき、以下のとおり指示を行いました。
 - ① 同社は、法第58条の5に規定する氏名等の明示義務に違反する行為、法第58条の6第1項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、法第58条の6第2項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘する行為、法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び法第58条の9に規定する物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為をしていた。かかる行為は、法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について平成31年2月24日までに、東北経済産業局長宛てに文書により報告すること。
 - ② 同社は、前記①の各違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記の業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東北経済産業局長宛てに文書により報告すること。
- 認定した違反行為は、以下のとおりです。

氏名等の明示義務に違反する行為、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘する行為、書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為
- また、経済産業省東北経済産業局は、同社の吉田晴彦（よしだはるひこ）及び柳世岳大（やなぎせたかひろ）に対し、本日、法第58条の13の2第1項の規定に基づき、平成31年1月

25日から平成31年4月24日までの3か月間、法の規定に違反する行為に関する業務停止命令により同社に対して業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

- 同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、吉田晴彦及び柳世岳大に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。
- なお、群馬県においても本日、行政処分（同社に対する業務停止命令及び指示、吉田晴彦及び柳世岳大に対する業務禁止命令）を行っております。

- 1 同社は、消費者宅を訪問し、同所において、貴金属、記念硬貨、切手等の売買契約（以下「本件売買契約」といいます。）の締結について勧誘を行い、本件売買契約の申込みを受け、又は当該消費者との間で本件売買契約を締結して、貴金属、記念硬貨、切手等の購入を行っていることから、同社が行う貴金属、記念硬貨、切手等の購入は、法第58条の4に規定する訪問購入に該当します。
- 2 経済産業省東北経済産業局が認定した違反行為は、別紙1のとおりです。
- 3 なお、同社の実質的経営者である吉田晴彦及び柳世岳大は、同社の取締役として登記されていないものの、同社の取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（法第58条の13の2に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた訪問購入に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社セブンセンスに対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名称：株式会社セブンセンス（法人番号：7013301031094）
- (2) 屋号：ハッピーギフト
- (3) 代表者：代表取締役 吉田 麻利（よしだ まり）
- (4) 所在地：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
- (5) 資本金：100万円
- (6) 電話番号：03-5530-8035
- (7) 設立年月日：平成23年9月1日
- (8) 取引形態：訪問購入
- (9) 買取商品：貴金属、記念硬貨、切手等

2 事業概要

株式会社セブンセンス（以下「同社」という。）は、消費者宅を訪問し、貴金属、記念硬貨、切手等の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の締結について勧誘を行い、本件売買契約の申込みを受け、又は当該消費者との間で、本件売買契約を締結して、貴金属、記念硬貨、切手等の物品の購入を行っていた。

3 処分の内容

(1) 業務停止命令

ア 内容

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）第58条の4に規定する訪問購入に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 同社の行う訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- ② 同社の行う訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- ③ 同社の行う訪問購入に関する売買契約を締結すること。

イ 停止命令の期間

平成31年1月25日から同年4月24日まで（3か月間）

(2) 指示

ア 同社は、法第58条の5に規定する氏名等の明示義務に違反する行為、法第58条の6第1項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、法第58条の6第2項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘する行為、法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び法第58条の9に規定する物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為をしていた。かかる行為は、法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について平成31年2月24日までに、東北経済産業局長宛てに文書により報告すること。

イ 同社は、前記アの各違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開

する1か月前までに、東北経済産業局長宛てに文書により報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、法第58条の4に規定する訪問購入に係る「取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがある」と認められた。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（購入業者の名称）：法第58条の5

同社は、遅くとも平成30年7月以降、訪問購入をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、同社の名称を明らかにしていなかった。

(2) 勧誘の要請をしていない者に対する勧誘：法第58条の6第1項

同社は、遅くとも平成30年7月以降、訪問購入をしようとするとき、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、本件売買契約の締結について勧誘をしていた。

(3) 勧誘を受ける意思があることを確認しない勧誘：法第58条の6第2項

同社は、遅くとも平成30年7月以降、訪問購入をしようとするとき、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘に先立って、その相手方に対し、当該勧誘を受ける意思があることを確認せずに、その相手方に対して当該勧誘をしていた。

(4) 契約書面の交付義務に違反する行為（記載不備）：法第58条の8第2項

同社は、遅くとも平成30年7月以降、消費者宅において、訪問購入に係る売買契約を締結し、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたとき、その売買契約の相手方に対して交付することが義務付けられている契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には次の事項が記載されていなかった。

ア 個別の物品の購入価格

イ 売買契約の締結を担当した者の氏名

ウ 物品の特徴

(5) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務違反：法第58条の9

同社は、遅くとも平成30年7月以降、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受けるとき、その売買契約の相手方に対し、法58条の8第2項に規定する売買契約の相手方に対して交付することが義務付けられている契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日以内（以下「クーリング・オフ期間」という。）は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認しない勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

平成30年7月、同社の営業員Zが消費者A宅を訪問し、氏名や会社名を名乗らず、「ちょっと奥さん、今買い取りに歩いているんですよ。」「瀬戸物ありませんか。」「貴金属ありませんか。」「高く買い取りますよ。」などと告げ、Aに対して本件売買契約に係る勧誘を行った。
Aは、本件売買契約を締結し、その場で物品をZに引き渡したが、その際、Zからクーリング・オフ期間内は売却した物品の引渡しを拒むことができる旨の説明を受けなかった。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認しない勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

平成30年8月、同社の営業員Yが消費者B宅を訪問し、氏名や会社名を名乗らず「私達、今度仙台にリサイクルショップを開きます。」「それで、まだ品物がないので陳列商品を集めています。」「古い使っていない切手ありませんか。」などと告げ、Bに対して本件売買契約に係る勧誘を行った。
Bは、本件売買契約を締結し、その場で物品をYに引き渡したが、その際、Yからクーリング・オフ期間は売却した物品の引渡しを拒むことができる旨の説明を受けなかった。

【事例3】（氏名等の明示義務に違反する行為、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認しない勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

平成30年8月、同社の営業員Xが消費者C宅を訪問し、「ハッピーギフトから来ました。」「新しい店を出して挨拶にまわっています。」「ご不要なものがありましたらその場で査定し買い取ります。」などと告げ、Cに対して本件売買契約に係る勧誘を行った。
Cは、本件売買契約を締結し、その場で物品をXに引き渡したが、その際、Xからクーリング・オフ期間は売却した物品の引渡しを拒むことができる旨の説明を受けなかった。

【事例4】（氏名等の明示義務に違反する行為、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認しない勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

平成30年10月、同社の営業員Wが消費者D宅を訪問し、「こんにちは。」「新しくできた会社ですけども、愛子の方から来たんです。」「使わなくなったメガネとか、時計とかありませんか。」などと告げ、Dに対して本件売買契約に係る勧誘を行った。
Dは、本件売買契約を締結し、その場で物品をWに引き渡したが、その際、Wからクーリング・オフ期間は売却した物品の引渡しを拒むことができる旨の説明を受けなかった。

吉田晴彦及び柳世岳大に対する行政処分の概要

1 名宛人

株式会社セブンセンス（以下「同社」という。）の実質的経営者である吉田晴彦及び柳世岳大（以下「両名」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 訪問購入に関する売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成31年1月25日から同年4月24日まで（3か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

法第58条の13の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 経済産業省東北経済産業局は、別紙1のとおり、同社に対し、法第58条の13第1項の規定に基づき、同社が行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 両名は、同社の取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（法第58条の13の2に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた訪問購入に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていると認められる。